

令和 6 年

第 9 回 南魚沼市農業委員会総会会議録

日 時 令和 6 年 9 月 25 日 午前 9 時 00 分～
場 所 南魚沼市役所大和庁舎（旧議場）
招集者 南魚沼市農業委員会長 並木 孝夫

- 日程 1 会期の決定について
- 日程 2 会議録署名委員の指名について(11 番宮田 京子委員、12 番荒川 敦委員)
- 日程 3 諸般の報告 : 別紙のとおり
- 日程 4 第 1 号報告 農地法の規定に基づく届出の報告について
- 日程 5 第 1 号議案 農地転用の許可を受けた事業計画変更承認申請について
- 日程 6 第 2 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 日程 7 第 3 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- 日程 8 第 4 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 日程 9 第 5 号議案 農用地利用集積計画（案）について
- 日程 10 その他

- 令和 6 年 9 月 29 日（日） 13：00～
・南魚沼市市制施行 20 周年記念式典
【南魚沼市民会館】 <会長、会長職務代理、農政特別委員長、広報特別委員長>
- 令和 6 年 10 月 15 日（火） 9：30～
・食育出前授業
【栃窪小学校】 <塩沢・石打地区委員、事務局>
- 令和 6 年 10 月 16 日（水） 10：30～
・第 103 回常設審議委員会
【新潟市 J A新潟ビル】 <会長>
- 令和 6 年 10 月 16 日（水） 17：00～
・上・中越地区農業委員会会長情報交換会
【長岡市 東泉閣】 <会長>
- 令和 6 年 10 月 17 日（木） 13：30～
・農業者年金加入推進特別研修会
【新潟市 ANAクラウンプラザホテル新潟】 <未定>
- 令和 6 年 10 月 18 日（金） 午後（時間未定）
・女性登用に関する要請活動
【湯沢町 湯沢町役場】 <片桐京委員>
- 令和 6 年 10 月 25 日（金） 9：00～
・第 10 回農業委員会総会
【大和庁舎 旧議場】 <全員>

出席委員は次のとおりである。

1 番	青木	日出男	2 番	田邊	浩	3 番	樋口	隆
4 番	小幡	武重	5 番	関	昭夫	6 番	上村	哲
7 番	小林	憲一	8 番	中俣	渉	9 番	佐々木	大輔
10 番	西野	徳光	11 番	宮田	京子	12 番	荒川	敦
13 番	篠田	猛	14 番	片桐	京	15 番	山崎	輝代
16 番	高橋	宏	17 番	大平	泰弘	18 番	原澤	眞
19 番	並木	孝夫						
推 1 番	桑原	宏太	推 2 番	松田	伸児	推 3 番	飯酒盃	大祐
推 4 番	山田	利広	推 5 番	笛木	正計	推 6 番	関	佐智
			推 8 番	星野	覚雄	推 9 番	阿部	勉
推 10 番	山岸	健一	推 11 番	宮崎	実	推 12 番	林	幸次
推 13 番	小杉	進	推 14 番	片桐	健二	推 15 番	関	晃
推 16 番	島田	徳敏				推 18 番	勝又	信行
推 19 番	志太	要一	推 20 番	櫻井	隆	推 21 番	高村	英男
推 22 番	井口	博	推 23 番	水澤	利徳	推 24 番	牛木	友哉

欠席委員は 2 名である。

推 7 番 小林 久雄 推 17 番 長谷川 政一

遅刻委員はなしである。

早退委員はなしである。

傍聴者はなしである。

事務局員は次のとおりである。

農業委員会事務局長	関井 雅弘	農地係係長	一之谷浩太郎
農地係主事	宮下 悠紀	農地係主事	田村 萌

(会長、議長席に着く)

(9時00分開会)

議長

それでは、令和6年第9回南魚沼市農業委員会総会を開会いたします。

本日は、農業委員が19名、推進委員が22名で合計41名の出席となり、総会は成立します。

日程1 会期の決定について

議長

日程1 会期の決定については本日一日限りにしたいと思いますがご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、会期は本日一日といたします。

日程2 会議録署名委員の指名について

議長

日程2 会議録署名委員の指名については議長に一任いただけますでしょうか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、11番宮田京子委員、12番荒川敦委員にお願いいたします。

日程3 諸般の報告

議長

日程3 諸般の報告について、別紙のとおりですが、皆様方から何かありますでしょうか。農業委員16番高橋委員。

16番高橋委員

農地特別委員会からの連絡です。8月下旬からの各地区農地パトロール、大変お疲れ様でした。その中で問題点等も多々あったかと思いますが、今後も皆さんから日々の中で問題が出てきましたら、また報告をお願いいたします。

議長

なお、11月7日に農地特別委員会の委員全体の農地パトロールがありますので、そのようにお願いいたします。

ただいまの報告について質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、高橋委員、ありがとうございました。
他にございますでしょうか。無いようでしたら、諸般の報告は終了させていただきます。

日程4 第1号報告 農地法の規定に基づく届出の報告について

議長

日程4 第1号報告 農地法の規定に基づく届出の報告についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

(第1号報告朗読)

(1) 農地転用事実確認書の交付について

3ページをご覧ください。前回総会以降9件の事実確認書を交付しています。いずれも転用目的どおり完成しています。

補足事項としましては、5番、6番の案件が同じ申請者からの申請となっておりますが、こちらは5番が4条申請についての転用事実確認、6番が5条申請についての転用事実確認でして、もともとの転用申請が分かれているために2つの転用事実確認書を交付しているということになります。

(2) 農地法第18条第6項の賃貸借の解約通知について
5ページをご覧ください。こちらは4件です。

1番、竹俣新田の田3筆、耕作条件が悪いための解約です。

2番、中の1筆、第三者との売買のための解約です。後ほど3条申請があがってきます。

3番、三郎丸、早川の田8筆、うち7筆は契約内容見直しのための解約で、うち1筆が4条申請のための解約です。1

筆については後ほど4条申請が、残りの7筆については今後貸し付け予定とのことです。

4番、長崎の田1筆、耕作者の都合による解約です。

(3) 農地法の適用を受けない事実確認について
7ページをご覧ください。こちらは8件です。

1番、浦佐の畑2筆、12.79 m²、資料は1～2ページです。こちらは丁字路の中にある狭隘な角地であるため、耕作放棄地化した土地です。農地でなくなったのは昭和60年9月1日頃とのことです。こちらは関晃委員より現地を確認していただきまして、8月8日に非農地証明書を発行しております。

なお、議案に記載の確認日ですが、こちらの証明を発行した日になりますので、そのように読み替えをお願いいたします。

2番、3番は申請者が同一の関連案件です。資料は3～4ページをご覧ください。

2番、長崎の登記田、現況雑種地2筆、1,412 m²です。こちらは過去に農地法上の農地から外れた土地であり、すでに農地台帳には載っていなかったため、非農地証明書を発行したというものです。

3番、長崎の登記田、現況雑種地2筆、369 m²です。こちらは亡くなった父が高齢により耕作できなくなり耕作放棄地化した土地で、農地でなくなったのは平成12年頃とのことです。

2番、3番ともに長谷川委員より現地を確認していただき、8月13日に非農地証明書を発行しております。

4番、5番は申請者が同一の関連案件です。資料は5～6ページをご覧ください。

4番、長崎の登記畑、現況宅地1筆、151 m²です。こちらは申請者が父から相続した土地なのですが、相続したときにはすでに耕作放棄地化しており、耕作ができなくなった土地です。農地でなくなったのは昭和の頃とのことです。具体的な年月日については不詳とのことです。

5番、長崎の登記畑、現況宅地1筆、208 m²です。こちらは過去に農地法上の農地から外れた土地であり、すでに農地

台帳には載っていなかったため、非農地証明書を発行したというものです。

4番、5番ともに長谷川委員より現地を確認していただき、9月4日に非農地証明書を発行しております。

6番、長崎の登記畑、現況水路1筆、21 m²です。資料は7～8ページをご覧ください。こちらは農地転用許可が不要である事業に利用され、現地が既に水路敷になっている土地です。阿部委員より現地を確認いただきまして、9月4日に非農地証明書を発行しております。

7番、枝吉の登記田、現況雑種地1筆、6.66 m²です。資料は9～10ページをご覧ください。こちらは宅地と道路に挟まれた土地であり、耕作条件が悪く耕作放棄地化したということです。農地でなくなったのは昭和60年4月1日のことです。こちらは上田地区の農地パトロールの際に上田地区委員より現地を確認いただき、9月4日に非農地証明書を発行しております。

8番、石打の登記田、現況堤1筆、674 m²です。資料は11～12ページをご覧ください。こちらは過去に農地法上の農地から外れた土地であり、すでに農地台帳には載っていなかったため、非農地証明書を発行しております。飯酒孟委員より現地を確認いただきまして、9月5日に非農地証明書を発行しております。

(4) 農地法施行規則第29条第1号の規定による通知について

200 m²未満の農業用施設の届出です。10ページをご覧ください。今月は1件です。

3番、仙石の畑1筆、194.67 m²、転用目的は農作業場用地、具体的には農機具格納庫の建設です。場所や地図については資料の13～15ページをご覧ください。8月30日付で申請されております。

第1号報告につきましては、以上です。

議長

ただいまの報告について質疑を行います。推進委員23番水澤委員。

推 23 番水澤委員	少し確認をさせていただきたいのですが、転用事実確認の 5、6 番案件については片方が 4 条申請で、片方が 5 条申請という説明があったのですが、5 条申請とは具体的にどのようなものなのでしょうか。
議 長	宮下主事。
宮下主事	4 条申請と 5 条申請ですが、4 条申請につきましては所有者が自分の土地を転用するというものですので、今回につきましては申請者が申請者自身の土地を使っての一般住宅建築を申請したということになります。 5 条申請につきましては、他人が所有している農地を取得して転用するというものになりますので、今回につきましては申請者が別の方がお持ちの農地を取得しての一般住宅建築を申請したということになりますので、4 条と 5 条に分かれているということです。
推 23 番水澤委員	ありがとうございます。もう 1 点伺いたいのですが、非農地証明の 4 番、5 番案件は登記地目が畑で現況が宅地と議案の方には載っているのですが、非農地にするのはいいとして、現況が宅地となるのは大丈夫なのでしょうか。違反転用のおそれはないのでしょうか。
議 長	宮下主事。
宮下主事	これらの案件はいずれも現況が宅地となっており、それぞれ宅地内に所在する土地です。そちらが今回耕作放棄のために非農地化したということで、この地目での申請があがったという経緯があります。また、非農地証明は違反転用された土地について発行しておらず、追認で許可を取っていただいております。つきましては、これらの農地は違反転用等に由来する非農地証明の申請ではないということになります。
議 長	水澤委員、よろしいでしょうか。 他にございますでしょうか。

(質問、意見なし)

無いようですので、第1号報告を終了させていただきます。

**日程5 第1号議案 農地転用の許可を受けた事業計画
変更承認申請について**

議 長

日程5 第1号議案 農地転用の許可を受けた事業計画
変更承認申請についてを議題といたします。事務局の説明を
求めます。宮下主事。

宮下主事

(第1号議案朗読)

12ページをご覧ください。今月は2件です。

4番、茗荷沢の田3筆の内、1,186㎡、令和6年3月29日
付けで農地法第4条許可を受けた案件です。資料については
16～18ページです。申請の内容ですが、申請者は、当初計画
では現在育苗用ビニールハウスとして使用している農地を
一部転用する計画でありましたが、水稻の苗も販売しており、
露地育苗の方法では苗に成長ムラが生じ、商品として安定
供給ができないため、育苗用ビニールハウスを確保するた
めに計画の事業施設を縮小したいというものであります。ま
た、それに伴って完工日を延長し、令和6年8月31日から
令和6年9月30日にしたいというものであります。

この農地については、農業公共投資の対象となった農地で
第1種農地となります。申請者の事業計画変更の内容及び変
更後の計画より、事業計画変更の必要性は妥当なものと考え
ています。

5番、小栗山の畑3筆、369㎡、平成3年7月25日付けで
農地法第5条許可を受けた案件です。資料については19～21
ページです。申請の内容ですが、当初計画者は申請地及び隣
接する宅地を合わせて購入し、実家のある南魚沼市に居住す
る計画でありましたが、仕事の関係で先延ばしとなっており、
自身も高齢になったことから移住を取りやめたため、計
画を断念しました。事業計画変更の内容としては、承継者は、
隣接する自己所有の畑と合わせて申請地を一体的に畑とし

て耕作するため、事業計画変更を申請するものです。

この農地については、1種、3種農地以外で生産性の低い農地で第2種農地となります。申請者の事業計画変更に至る経緯、事業計画変更後の計画より事業計画変更の必要性は妥当なものと考えています。また、農地法第3条 105番案件が関連案件となります。

以上です。

議 長

ただいまの説明について質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。第1号議案 農地転用の許可を受けた事業計画変更承認申請については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第1号議案は原案のとおり承認されました。

日程6 第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

議 長

日程6 第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

(第2号議案朗読)

14ページをご覧ください。こちらは7件です。

103番、大崎の田と畑5筆、3,961㎡、売買による所有権移転で、対価は㎡あたり307円です。申請理由は経営規模拡大

のためです。こちらは譲渡人の財産処分の意向が強く、また、譲受人の住所が欠之上となっているのですが、経営農地は大崎にあるため、これらの農地を取得し、一体的に耕作したいということで申請があがったものです。

譲受人は農作業の経験があり、農作業への従事状況から農地を効率的に耕作されることが見込まれますので、許可相当であると考えております。

104 番、五日町の畑 1 筆、1,487 m²、売買による所有権移転で、対価は m²あたり 269 円です。申請理由は新規就農のためです。こちらの農地は譲受人の自宅の近隣にある農地です。譲受人は経営農地がないため、新規就農ということになるのですが、畑として利用し、自家消費野菜を作付けするという事で、営農計画書の提出を受けております。

営農計画書等から必要な農作業に従事すること、取得する農地の効率的な利用が見込まれることから、許可相当であると考えております。

105 番、小栗山の畑 3 筆、369 m²、売買による所有権移転で、対価は m²あたり 271 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。こちらは先ほどの第 1 号議案 5 番案件と関連する案件です。申請地はもともと農地転用により取得された農地なのですが、転用事業の必要がなくなったことから譲受人である事業承継者へ売買されるというものです。

譲受人の農地の経営状況、機械の所有状況、農業経験や従事状況から見て農地を効率的に耕作されることが見込まれますので、許可相当であると考えております。

106 番、長崎の畑 1 筆、売買による所有権移転で、対価は m²あたり 54 円です。申請理由は新規就農のためです。譲受人は申請地に隣接する宅地を取得するのですが、申請地も合わせて取得したいということで、申請をあげるものです。譲受人には経営農地がないため、新規就農ということになるのですが、畑として利用し、野菜を作付けしたいということで、営農計画書の提出を受けております。

必要な農作業に従事すること、一般野菜を作付けするという計画であることから取得する農地を効率的に耕作されることが見込まれますので、許可相当であると考えております。

107 番、中の田 1 筆、2,154 m²、売買による所有権移転で、対価は m²あたり 371 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。こちらの申請地は譲受人が構成員として所属している農事組合法人が耕作していた農地です。今回、農事組合法人の構成員である譲受人の方が取得し、耕作したいということで、申請があがったものです。

譲受人の経営農地は小規模なのですが、農事組合法人の構成員であり、そこで農業に従事していることから農地の効率的な利用が見込まれますので、許可相当であると考えております。

108 番、長森の田 1 筆、422 m²、賃借権の設定で、期間は令和 6 年 10 月 2 日から令和 11 年 12 月 31 日までの 5 年間、対価は 10 a あたり 90kg です。申請理由は賃借権の再設定です。こちらの農地は譲受人の実家に隣接する農地であり、今までは農用地利用集積計画に基づいて譲受人がこの土地を借り受けていたのですが、面積要件を満たさなくなったため、農地法 3 条での申請を行うというものです。また、こちらの農地の地目は田ではありますが、実際には畑として現在も利用しています。

こちらの案件について、譲受人本人は市外在住ですが、市内の実家に住む家族が日常の管理を行っていることから、農地の効率的な利用については問題ないと考え、許可相当であると考えております。

109 番、余川の登記畑、現況田 1 筆、558 m²、賃借権の設定で、期間は令和 6 年 10 月 1 日から令和 16 年 9 月 30 日までの 10 年間、対価は 10 a あたり 30kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

譲受人は経営農地を全て自作しており、農地の経営状況や機械の所有状況、それから農業の経験、世帯員等の従事状況から見て、農地を効率的に耕作されることが見込まれますので、許可相当であると考えております。

第 2 号議案については以上です。

議 長

関係委員がいらっしゃいます。農業委員 10 番西野委員の除斥を求めます。

(10 番西野委員退席)

14 ページ 104 番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。14 ページ 104 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、104 番案件については原案のとおり承認されました。西野委員の除斥を解きます。

(西野委員着席)

それでは、先に承認された案件を除く他の案件について質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。先に承認された案件を除く他の案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第2号議案については原案のとおり承認されました。

日程7 第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請について

議 長

日程7 第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。宮下主事。

宮下主事

(第3号議案朗読)

17 ページをご覧ください。こちらは2件です。

14 番、中川の畑1筆、141 m²、転用目的は、一般住宅建築及び農機具庫建築のためです。資料は22～24 ページです。申請の内容ですが、一般住宅及び農機具庫が必要になったため建築したいというものです。また、令和4年に亡くなった父の相続登記のため敷地の調査を進めていたところ、許可を得ていなかったことが判明したため、始末書を提出してもらってあります。

この農地は集落内にある生産性の低い第2種農地ですが、集落に接続した農地を一般住宅及び農機具庫に使用するものであり、利用計画図等から計画面積は適当であるため、許可相当であると考えています。

15 番、三郎丸の田1筆、94 m²、転用目的は宅地の拡張のためです。資料は25～26 ページです。申請の内容ですが、申請者が会長を務めている法人で働く従業員の福利を充実させるため、レクリエーションスペースとして宅地を拡張したいというものです。また、既に造成し現在利用していたところ、この度、許可を得ていなかったことが判明したということで、始末書を提出してもらってあります。

この農地は集落内にある生産性の低い第2種農地ですが、集落に接続した農地を一般住宅の宅地拡張に使用するものであり、一般住宅適正面積の目安以上の規模ではありますが、利用計画図から計画面積は適当であるため、許可相当であると考えています。

議 長

ただいまの説明について質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。第3号議案
農地法第4条の規定による許可申請については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第3号議案は原案のとおり承認されました。

日程8 第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

議 長

日程8 第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。
宮下主事。

宮下主事

(第4号議案朗読)

19ページをご覧ください。こちらは4件です。

47番、芹田の田1筆、436㎡、使用貸借権設定で、転用目的は一般住宅建築のためです。資料については27～29ページです。申請の内容ですが、譲受人は現在の住居が手狭になってきたことから、新たに住宅を建築したいというものであります。

この農地については、農業公共投資の対象となった農地で、第1種農地であります。集落に接続した農地を一般住宅に使用するものであり、一般住宅適正面積の目安以上の規模であります。利用計画図から計画面積は適当であるため、許可相当であると考えています。

48 番、津久野の畑 1 筆、115 m²、売買による所有権移転で転用目的は雪処理場のためです。資料については 30～32 ページです。申請の内容ですが、譲受人は申請地に隣接する土地及び住宅を購入することになり、申請地を雪処理場として利用したいというものであります。

この農地については、集落内にある生産性の低い第 2 種農地ではありますが、集落に接続した農地を雪処理場に使用するものであり、利用計画図等から計画面積は適当であるため、許可相当であると考えています。

49 番、美佐島の田 2 筆、合計 332 m²、売買による所有権移転で転用目的は駐車場敷地のためです。資料については 33～35 ページです。申請の内容ですが、譲受人が営むカッター工事業の会社で利用するための駐車場が不足しており、駐車場として利用したいというものであります。また、申請地は平成 22 年頃、別の法人に資材置場、駐車場として貸し付けた際に埋め立てをしており、この度売買にあたり、測量を担当した土地家屋調査士から指摘され、許可を得ていなかったことが判明したということで、始末書を提出してもらってあります。

この農地については、農業公共投資の対象となった農地で、第 1 種農地ではありますが、集落に接続する農地を周辺に居住する者の業務上必要な駐車場敷地に使用するものであり、利用計画図から計画面積は適当であるため、許可相当であると考えています。

50 番、余川の畑 1 筆、180 m²、売買による所有権移転で転用目的は車庫建築のためです。資料については 36～38 ページです。申請の内容ですが、譲受人は子どもが成長し、各々自家用車を所有したため、現在の車庫では格納できないため、新たに車庫を建築したいというものであります。

この農地については、水管、下水管の埋設された道路の沿道であり、おおむね 500m 以内に 2 つ以上の公共的施設がある第 3 種農地となります。利用計画図から計画面積は適当であり、原則許可ということになります。

第 4 号議案については以上です。

議 長

関係委員がおられます。農業委員 10 番西野徳光委員の除

斥を求めます。

(10 番西野委員退席)

19 ページ 49 番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。19 ページ 49 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、49 番案件は原案のとおり承認されました。西野委員の除斥を解きます。

(西野委員着席)

それでは、先に承認された案件を除く他の案件について質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。先に承認された案件を除く他の案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第4号議案は原案のとおり承認されました。

日程9 第5号議案 農用地利用集積計画(案)について

議長

日程9 第5号議案 農用地利用集積計画(案)についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

(第5号議案朗読)

21ページをご覧ください。こちらは2件です。

627番、市野江乙の田5筆、賃借権の設定で、対価は10aあたり48kgです。申請理由は経営規模拡大のためです。

こちらの譲受人である法人は今まで農事組合法人だったのですが、この度組織変更により株式会社化したということで、既存の法人として扱っております。

628番、六日町の田4筆、賃借権の設定で、対価は全部で4俵です。申請理由は経営規模拡大のためです。

第5号議案については以上です。

議長

ただいまの説明について質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。第5号議案農用地利用集積計画(案)については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第5号議案は原案のとおり承認されまし

	た。
議 長	暫時休憩いたします。 (9 時 50 分休憩)
議 長	休憩前に引き続き、議事再開いたします。 (10 時 30 分再開)
	日程 10 その他
議 長	日程 10 その他についてですが、何かありますでしょうか。農業委員 13 番篠田委員。
13 番篠田委員	幹事会からの報告です。 ・管外視察研修について ・第 11 回総会の開催日時について 以上です。
議 長	ただいまの報告について、質疑を行います。 (質問、意見なし) 無いようですので、篠田委員ありがとうございました 他にございますでしょうか。関井局長。
関井局長	・第 10 回総会の日程について 以上です。
議 長	・第 10 回総会の日程についての補足事項 他に何かございますでしょうか。無いようでしたら、本日の総会は終了させていただきます。 (10 時 40 分閉会)

上記、会議の次第は書記が記載したものであるが、その内容は真正であることを確認して、ここに署名する。

令和 6 年 11 月 25 日

南魚沼市農業委員会長

並 木 孝 夫

会 議 録 署 名 委 員

宮 田 京 子

会 議 録 署 名 委 員

荒 川 敦
